

【史料紹介】『宝光御坊伝絵記』

安 藤 弥

〔解題〕

ここに紹介するのは、『宝光御坊伝絵記』という文献史料である。愛知県西尾市聖運寺の所蔵で、冊子（袋綴）装一冊で縦二八・四センチメートル、横一九・九センチメートルで全「八丁」（墨付き「五丁」）。前一丁と後二丁に遊紙）からなる。冒頭表記から明治三十四年（一九〇一）輯録、大正八年（一九一九）重校と知られ、南條文雄の跋文がある。

「宝光御坊」とは、宝光坊唯宗のことである。唯宗は、この『宝光御坊伝絵記』によれば、天文十年（一五四二）に生まれ、慶長十九年（一六一四）七十四歳で没したという。日本の戦国時代末期に活動した真宗僧侶で、東本願寺（現京都府京都市）を創立した教如（一五五八—一六一四）を支えた御堂衆として知られる。三河国西尾（現愛知県西尾市）

に拠点を持ち、とくに東本願寺創立にあたり、その「御真影」を上野国妙安寺（現群馬県前橋市）から運んだ人物として特筆される。聖運寺は、唯宗を歴代に数え、親鸞「聖人」を「奉運」したという唯宗の功績から、宝光坊を改め、聖運寺の寺号を名のったと伝えられている。しかし、宝光坊（唯宗）については、東本願寺の『御堂日記』や妙安寺の所蔵文書などにその名がみえ、実在すること自体は確かめられるものの、同時代史料で、その生涯や事績を詳しく知ることはできない。

さて、この「伝絵記」は全四十五章からなり、宝光坊唯宗の由緒と生涯をたどったものである。その誕生（俗名米津重次）から石山合戦への参加から教如へ近侍し、その後も教如を支え続け、関ヶ原の戦いなどでも功績をあげ、さらに前述した「御真影」を運ぶといった数々の事績について、聖運寺に現藏する法寶物類との由緒も絡めながら、よく伝えられる。成立自体は明治・大正期であることから、歴史学の史料論からすれば、伝説史料の類であり、さかのぼる当該期の実証史料としては用いることのできないものである。しかし、東本願寺創立期に関して知られる史料は限られており、参考史料としてきわめて重要な内容を持つこと、また明治・大正期にこうした東本願寺創立とそれを支えた地域真宗僧侶の伝説が語られること自体、注視すべき歴史的事象であることから、ここに全文を史料紹介しておくことにしたい。

ところで、聖運寺には、この「伝絵記」（冊子装）の他に『宝光坊絵伝』（三幅・掛幅装）と『宝光坊伝絵』（二冊・折本装）が所蔵される。⁽⁴⁾ そもそも、「伝絵」とは「親鸞伝絵」が浄土真宗の祖師親鸞の生涯を絵と詞で示す絵巻物であったように、絵と詞がセットであるべきものである。「親鸞伝絵」の場合は、もともと絵・詞セットの絵巻物から、絵のみを大幅にした「御絵伝」と、詞書のみを連ねた「御伝鈔」に分割されるのであるが、この宝光坊をめぐる「絵伝」

「伝絵」「伝絵記」については、検討すべき点を残している。折本装の絵の内容と「伝絵記」の詞の内容が一致しきっていりと言ひきれないところ、掛幅装の絵伝の内容にはさらにオリジナルな部分が見受けられるからである。「伝絵記」が明治三十四年（一九〇一）輯録、大正八年（一九一九）重校とされること、また跋文の内容などから、絵が先行して詞（文章）が整えられた可能性も考えられよう。これらの成立契機については明治三十六年（一九〇三）東本願寺御真影御遷座三百年記念法要が指摘され、また絵師が明治・大正期の殖産家として知られる田中長嶺（一八四九—一九三二）であることも知られている。

これら聖運寺に所蔵される宝光坊伝史料群については、すでに三河真宗史の地域的な世界では知る人ぞ知るものである。それをふまえ同朋大学仏教文化研究所において、二〇一三年度後期と二〇一四年度後期の二回にわたって史料展示を行い、また教如に関する学術的な研究論集も出版したが⁽⁵⁾、今回「伝絵記」の全文紹介を期としてさらに広く周知され、研究が進展することを期待したい。本格的検討は今後の課題である。

翻刻にあたっては原則として文字は現代通用文字に改めたが便宜上、表現を残した箇所もある（章数において「壹」は「壱」、「貳」は「弐」とした）。また、小字・割注部分については〈〉に括って示した。

最後になつたが、史料紹介をご許可くださつた聖運寺住職泉敬祐氏、ご助言いただいた正念寺住職平野眞氏をはじめ、関係諸氏に感謝の意を記す次第である。

(1) 南條文雄（一八四九—一九二七）は真宗大谷派（東本願寺）僧侶で、明治・大正期に活躍した仏教学者。

(2) 『重要日記抜書』（『続貞宗大系』第十六巻）。

(3) 『妙安寺一谷山記録・寺宝』（前橋市教育委員会、一九八七年）。

(4) 『西尾の仏教繪伝』（三河繪解き研究会、一九八五年）、『本願寺教如と三河・尾張・美濃—教如四百回忌記念—』（同朋大学仏教文化研究所二〇一三年度後期史料展示図録）、『統・本願寺教如と三河・尾張・美濃—教如四百回忌記念—』（同朋大学仏教文化研究所二〇一四年度後期史料展示図録）。

(5) 前掲註(4) 図録、同朋大学仏教文化研究所編『教如と東西本願寺』（法藏館、一〇一三年）。

〔史料翻刻〕

宝光御坊（又号宝成院、初属真言宗、後帰投淨土真宗） 伝繪記

明治三十四年輯錄

大正八年八月重校

第一 抑宝光坊ノ濫觴ヲ繹ヌルニ、八束松山ニ鎮座シ玉フハ幡宮ノ別当ニシテ六坊拾弐家ヲ置カレシ隨一ナリ、其古ヘ專ラ五智ノ法水ヲ湛ヘ偏ヘニ瑜伽瑜祇ヲ凝ラシ、神徳殊ニ炳焉タリシカ、順徳院ノ御宇、承久三年正四位下足利

佐馬頭源義氏公封セラレテ参河守護職トナリ、吉良ニ築城スルニ逮ヒテ社地ヲ遷シ六坊ヲシテ之レヲ守護セシム、義氏公後復城東式里ノ地に築キ、彼レヲ東條城、此レヲ西條城ト称シ、子孫吉良氏ト号スルニ至レリ、

第弐 嘉禎年中、親鸞聖人東閔ノ行化ヲ終ヘテ、御帰洛ノ砌、矢作柳堂ニ於テ有縁ヲ攝化シタマフ、國中大小坊主ヲ始メトシ、田夫野人ニ至ルマテ化ヲ被ルモノ、幾百千トイコトヲ知ラス、各々天台・真言機教不堪ノ聖道門ヲ遁レテ一介名字ノ比丘トナリ、竊力ニ安養ノ往詣ヲ欣フ、宝光坊主、甫山阿闍梨良導法印等相携ヘテ、二字ヲ呈ス、聖人、甫山ニ命シ縁ニ隨フテ大坊主野寺教円坊ニ附屬セシメタマフ、

第參 貞永年中、義氏公靈夢ヲ感スルコトアリ、本尊ヲ宝殿ノ側ニ遷シ、六坊ヲシテ各々居ヲ移サシム、宝光坊即チ転シテ石原ニ住ス、此頃ヨリ吉良氏新宗禪門ヲ弄ヒ、彼ノ六坊ノ内心念仏門ニ帰シツ、僅カニ天台・真言ノ儀軌ヲ存スルニ嫌焉タリシカ、第三代吉良滿氏公ニ至リ、文永八年聖一国師ノ遊化ヲ迎ヘ、鎮城ノ為メニ実相禪寺ヲ創立スルニ迨シテ六坊ノ扶持自カラ渴ミ、展転移住スルニ至レリ、即宝光坊石原ノ地ヲ避ケテ又市場ニ構フ、

後チ同信門侶ノ請託ヲ容レ米木津頂泉ノ地ニ小庵ヲ當ミ、念佛勸進ノ道場トス、看宝成院（宝光坊ノ別号也）法印、之レカ宰タルヲ以テ、時人コノ新道場ヲ宝成院ト呼フ、西條宝光坊道場ハ故ノ如シ、

応仁文明ノ交、蓮如上人不世出ノ英材ヲ懷キテ四方ニ遊化シ、祖師聖人御開闢已來荊棘ニ委ネシ門葉ヲ導キテ再生ノ恩光ニ沐浴セシメタマフ、宝光坊住持西蓮（俗名岡本新左衛門某）重ネテ二字ヲ呈シ、即文明十九年五月廿八日、恩命

ヲ垂レテ一貫代道場本尊ヲ下シ賜ハル、門徒歡喜曆ク攸ヲ知ラス、或ハ米木津道場ニ掲ケ奉テ慈愍ニ霑ヒ、或ハ吉良道場ニ齋シテ恩容ヲ拝瞻ス、

第四 宝光坊唯宗法師、天文十年米木津ニ生ル、俗名ハ米津重次ト号ス、釈唯宗ハ後年顯如上人ノ命シ玉フ処ナリ、父ハ米津宇右衛門元宣ト号ス、宇右衛門嘗テ酒井政家（後改正親）ヲ信ス、永禄六年政家ニ從フテ都路本宗寺ニ赴キ、宗門騒動ヲ鎮定ス功にヨリテ召サレテ家康公ニ臣属ス、

第五 天文十九年重次（十歳）所縁ニ驅ラレテ宝成院ニ入り僧トナル、後又西條宝光坊ヲモ管領ス、

第六 西條城第拾四代吉良義諦公ハ第拾武代義堯公ノ第参子ニシテ天文六年長兄義郷公（第拾参代）同族今川義元ニ滅ホサレシ時、却テ義元ノ将泰能力陣ニ投シテ功アリシカハ泰能力計ラヒニテ義元ノ令ヲ得、吉良宗家ヲ襲クヲ得シカ、既ニシテ驕傲治ヲ見ス、于時天文十六年信長始メテ兵ヲ参河ニ出シ、大浜ヨリ転シテ菩提所実相禪寺ノ巨刹ヲ灰燼ニ附セシメラレシモ、遂ニ兵ヲ出シテ之レヲ拒カス、超ヘテ永禄三年義元桶狭間ニ戦死シ、其子氏真襲クニ及ンテ鼎ノ輕重ヲ問ハル、事アリ、且ツ岡崎城主松平元康ハ当年拾九歳ニシテ若冠ナレトモ名將ノ聞コヘ高カリケレハ、氏真、義諦公ニ命シテ東條城ニ退カシメ、驕名アル牛久保城主牧野右馬允成定ヲ擢ンテ、西條城ヲ守ラシメ以テ岡崎ニ備フ、永禄四年元康、信長ト和シ、氏真ト絶ツ、繼テ中嶋ヲ攻略シ、東條ニ義諦公ヲ攻ム、甲奇兵ヲ放チテ之レニ捷チ主將

松平好景（深溝城主）一族ヲ塵ニシ進ンテ中嶋城ヲ略ス、元康、好景ノ敗死ヲ聞キ、小牧津平等ニ新砦ヲ設ケ以テ東條ヲ図ル、此時ニ当リテ吉良ノ族荒河甲斐守義等、義諦公ト隙アリ、酒井政家ニ因テ元康ニ属シ、五月（永禄四年）政家ヲ荒河城ニ迎ヘ兵ヲ合セテ西條ヲ攻メ、頻リニ其領邑ヲ劫カス守將牧野成定防戦數日甚夕努メ城壁全ク糧食又乏カラスト雖モ東條ハ敵ヲ受ケテ援ヲ出スコト能ハス、城兵日々死傷ヲ出シケレハ、成定即衆議ヲ容レ、夜ニ乗シテ東條ニ奔リ義諦公ニ面晤シ、從兵ヲ分チテ神將須瀬宮内ニ附シ以テ義諦公ヲ助ケシム、而シテ自ラ牛久保ニ退ク、元康即義等政家ノ功ヲ賞シ、政家ニ西條城ヲ守ラシメ相共ニ東條城ヲ図ラシム、

九月、東條勢蹙マリ降ヲ乞フ、元康請ヲ容レ、鳥居松平ノ両士ヲ城番トシ義諦公ヲ岡崎ニ徙ス、翌五年六月廿七日、家康公（此年二月元康改名）政家ノ功ヲ賞シテ西條城ヲ賜フ、城下ヲ改メテ西尾ト称セシム、家康公臣下ニ城ヲ与フルノ權輿ナリト云フ、後家康公、義諦公ヲ東條ニ復シ、扶持シテ城外ニ居ラシムト云フ、

永禄十一年家康公奏詣シテ徳川氏ニ復シ、自ラ宗家トナリ松平ヲ族トス、

第七
第八
宝成院ニ合ス、
和シテ、首魁三ヶ寺及之レニ属セル門徒ヲ放ツ、重次即伊勢に奔リ隔地ニ流寓ス、

永禄四年五月西條落城シ、城下兵燹ニ罹ル者アリ、市民四散ス、西條宝光坊重次、難ヲ避ケテ、米木津

第九

元龜元年春、顕如上人長子茶々丸、当年拾參歳ニナリタマフ、即二月十六日ヲトシテ得度ノ式ヲ挙ケ、名ヲ光寿、法名ヲ教如上人ト命シ、新門主ト仰カレタマフ、直チニ法眼ニ叙セラレ、權大僧都ニ任シタマフ、コノ祝福ニ一山ノ隆運ヲ鑽仰スル所ニ突如トシ信長ヨリ使者ヲ遣ハシ、石山ノ地ヲ所望シ、代地トシテ山科ノ地ヲ附セントス、一山震駭、直ニ合議ヲ催フス、顕如上人後難ヲ恐レテ命ヲ聽カントシタマフ、下間頼廉、京地ニ二万坪ヲ得テ移転ゼンカト岡ル、コレ信長ノ難ンスル所ナリ、下間少進法橋仲之、頑トシテ聽カス、法敵之詭計ニ陥ル勿レ、今若シコノ要害ノ地ヲ失ハヽ、法難立口ニ到ラン、死守シテ敢テ顛倒セサレト、粟津・川那辺諸臣ノ銘々衆議一決シテ即彼ノ横難ヲ郤ク、信長逆怒于戈結ンテ解ケヌナリヌ、

上人檄ヲ飛ハシテ諸國ノ門徒ヲ徵シタマフ、即チ彼ノ御状ニ曰ク、

近年、信長、依威權、爰許へたいし度々難題いまニ其煩やます候、此砌、門下の輩、於勵寸志者、為仏法興隆候、諸國錯乱の時節、如此之儀、さためて調かたく覺候へとも、旨趣を申付候、猶、余躰ニおるてハ上野法眼・刑部卿法橋可申候、あなかしこゝ

十月七日 顕如上人御名御花押

坊主衆

門徒衆中

第拾

宝光坊重次即チ同信門侶數輩ヲ具シテ遙ニ上人ノ法難ニ馳セ参ス、

第拾壱　　宝光坊重次大阪ニ着シ、上人ニ謁シテ二字ヲ呈シ法名唯宗ト賜ハル、唯宗武門ノ出ニシテ脅力絶倫如何ニモ頼母し氣ナリケレハ、上人顧ミテ新門跡教如上人ノ伝護ヲ命シタマフ、

第拾弐　　數度ノ合戦ニ唯宗抜群ノ効アリシカハ、幼キ上人ニモ御感賞アリ、御親写ノ聖教ヲ賜ハルコト數度ニ及フ、掇其後、數年ニ至リテ石山ノ御難義重ナリケレハ、宝光坊東道トシテ下間法橋ヲ導キ、天正五年生国參河ニ馳下リテ兵糧軍馬ヲ徵シ集ム、

能染筆候、当寺之儀、去年以来籠城付而、諸人之疲可被推量候、当流法義破滅さふらふへし事、愁歎至極候、門下の輩、被抜忠節者、聖人にたいし奉り報謝不可過之候、当國の太守累年申談之旨、あいかはらす本望候、就其、調略の子細たる千萬無心の儀なり、兵糧の馳走別而頼入候計候、いかやうニも仏法興隆の志をはけまされたく候、殊坊主分之儀者勿論将又法義不可有由断老少不定のならひニて候、いそき／＼信心決定候はゝ、其上ニハ仏恩報謝の念仏可申候、委細按察使法橋可被演説候也、穴賢、

六月十三日　顕如上人御名御花押

惣門徒衆

第拾参

天正七年信長和ヲ請ヒシカ容ササリケレハ、翌天正八年三月奏シテ聖鑑ヲ仰キ勅シテ和ヲ講セシメラ

レンコトヲ請フ、廷議納レ玉ヒテ庭田大納言・勧修寺中納言、勅使トシテ下向アリ、嗚呼、如何セン朝命山岳ヨリ重シ、顯如上人即勅ヲ奉シ、誓紙ヲ交換シ、祖像ヲ奉シテ紀州雜賀鷺ノ森ノ坊舍ニ入り玉フ、

コ、ニ軍功ノ臣下アリ、策ヲ獻シテ曰ク、信長徵慮ヲ煩ハシテ和睦スト雖モ、コレ一端ノ權謀ナリ、コノ拾有余年ノ敗衄ヲ雪カントテ重ネテ無名ノ帥ヲ起サンコト、掌ヲ指スカ如シ、シカジ顯如上人ハ御当代ニテマシアムセハ、速ニ勅ヲ奉シテ紀州ニ避ケタマフ上カラハカリニ新門教如上人ヲ義絶シタマヒテ、我等ニ玉ハラハ必ス死守シテコノ靈域ヲ安ンシ奉ルヘシト、教如上人即守備ヲ修メ玉フ、信長大ニ怒リ顯如上人ニ詰ル、サレトモ理止ムヲ得サレハ、信長重ネテ勅ヲ乞フ、七月勅使再ヒ大阪ニ下リ玉フ、教如上人止ムヲ得ス大阪ヲ損テタマフ（七月廿八日退転也）、八月二日、信長大阪ニ入り域ヲ受取ラントスル所ニ如何ニシタリケン、今夜城中火ヲ失シ殿閣樓門悉ク鳥有ニ帰ス、信長ノ遺憾想フヘシ、同十二日焦土ヲ巡闕シ大ニ銜ム者ノ如シ、

第拾四 教如上人表ニ義絶ヲ示シテ驚ノ森ニ入り玉ハス、信長之レヲ要ムルコト急ナリケレハ、僅カニ宝光坊已下數輩ヲ具シ紀州ヨリ江州・濃州ニ潜ミ翌年転シテ安芸ニ入り毛利ノ客トナリタマフ、
天正八年江州ニテ御認ノ御消息ニ曰ク、

態染筆候、抑今日退出之事、無念の仕立候といへとも、自雜賀種々調略之儀候而、内輪之不慮依有之、其以前取急退散候、誠籠城以来、各懇志難忘候、其届旁事之様子をも可申下存候へ共、はや火急ニ相果候条、無是非候、此上ニも仏法相続候様、馳走頼入事候、就其、法義の嗜肝要候、速に如聴聞、安心の一義ニおきてハ專修專念ニ弥陀を

たのむ一念ニ往生ハ治定ニて候、其上ニハ一日成共命のあらんかきりハ、仏恩の広大なる程をよろこひ、念佛を可
被申計候、猶按察使法橋可申候也、穴賢／＼

十一月二十三日 教如上人御名御花押

洛中洛外志衆中

第拾五

先是信長石山法城ノ抜キ難キヲ察シ諸国ヨリ参詣ノ通路ヲ断チ新関ヲ各地ニ設ケテ嚴ニ金穀兵糧ノ大
阪二入ルヲ拒ク、大阪ニ於テハ頓ニ塞者ノ跡ヲ絶チ物質窮乏ヲ感シテ去天正五年已來、諸国二人ヲ派シ、兵糧ノ搬入ニ
意ヲ用フルモノ切ナリシカ、去年天正八年再ヒ勅ヲ請フテ和議ヲ結フニ及ヒ諸国往来前々ノ如ク取行ハルヘキ筈ナルニ
如何ナル意趣ノアリテカ尚警固現住ニシテ鷺ノ森ノ窮乏塞者ノ寂寥言フ斗リナカリケレハ、理ヲ尽シテ申シ請フテ今茲
三月通路自由ノ朱印ヲ差出サレケリ、

從諸国本願寺参詣之事、至雜賀鷺森不可有其煩者也、

天正九年三月日 信長公朱印

コノ朱印ヲ得タリケレハ、人々蘇生ノ思ヒヲナシ、諸道二人ヲ派シ、今ハ障ルコトナケレハ、調略心ノ儘ナリケリ、參
河国吉良莊ハ特ニ懇志深カリケレハ、下問刑部ヲ差下シテ御教書ヲ給ハリケリ、

態染筆候、御爰元先以無事ニ候、諸国門徒も漸此比ハ参詣の様ニ候間、有難覺候、大阪籠城の時も三州之儀者、別
而各懇志をはけまれ候、又當座之儀者とりわきこころさし珍重にて中々難申來次第ニ候、就中長々籠城のつかれ又

いまに方々不如意大方ならず候、

信長公分国中、門徒本寺江参詣不可有別儀之通、今度朱印を出され候条、最大慶ニ候、当国守護方へ以使者一札申度との有増ニ候、何事ニ付ても弥をの／＼馳走驚入計候、則聖人ニたいし申され可為報恩渴仰候、將又法義油断有へからす候、出るいきハ入をまたつ事、人間のならひまで候、相構て／＼をの／＼たしなまれそうちろうへく候、猶刑卿法眼可令演説候也、穴賢／＼

三月廿四日　顕如上人御名御花押

三州吉良庄

門徒中

サシモ拾年ニ余リシ法難モ諸事滯リナク調フテ、今ハ鷺森ノ本寺モ心ニカ、ル雲モナク人々ヲ迎ヘテハ法義相続ニ余念ナク仏日再暉ヲ喜ヒツ、アリシ処ニ、今年天正十年、信長芸州ヲ征メントシ、先ツ秀吉ヲ遣シテ三月備中冠山城ヲ抜キ六月高松城ヲ略シ、將ニ毛利ニ逼ラントス、此事本願寺ニ於テハ毛利ハ多年加擔ノ中ニモアリ、殊に又表ニ義絶ヲ示スト雖モ新門教如上人ハ今現ニ毛利ニ客タリ、上下額ヲ鍾メテ安キ心モナカリケル処ニ、愈々信長進發ノ噂アリ、先陣丹羽長秀俄カニ道ヲ転シテ驚ノ森ニ戈ヲ向ケ、レハ、スハコソ信長去々年ノ神文ヲ破リテ再ヒ法域ニ敵ナストコソ覺ヘタレ、生憎ヤ本願寺ニハサル心遣ナカリケレハ今ハ鈴木出羽守ハ信長ヨリ返サレタル加州二郡ノ目代トシテ彼地ニ在リ、按察使法橋ハ教如新門主ニ侍シテ安芸ニアリ、上野法眼ハ病ヲ養フテ和歌ニ赴キ元ヨリ何等ノ備ナキ裸構ニテ去ル年ノ

神文ニ安堵シテ各々国ニ就カシメシ後ナレハ、此虚ニ乗セラレ施ス術策尽キハテ、愈々法滅ノ時期到レルカト顕如上人最後ノ御法要ヲ行ハセラレ、温キ耻リニ熱キ涙ヲ濺キツ、名残リノ御教示ヲ留メ玉ヒ、這回社ハ万ノ再興ヲ新門ニ嘱シ敵攻寄セナハ、自ラ火ヲ放チテ祖影ニ殉セン程ニ、其手段ヲ努力アヤマルナト悲痛ノ示誨ニ面ヲ背ケヌハナカリケリ、サル程ニ敵ハ一カケ攻メ寄セテ互ニ死傷ノ算ヲ乱シ、シハシ戦ヲ交テ後、相引キニ引テ又新ラシク備ヘヲ立テシカ、コハイカニ敵ハ何時迄モ敢テカ、ラントモセス、早ヤ三日月ノ光リヲ仰ク頃ヨリ引キ色見ヘテ後陣ノ旗差物正シクソレヨト眺メラレ本願寺ニ於テハ元ヨリ好メル戦ニアラネハ退クルヲ追フノ心モナク奇態ノイクサヲ仕ケルモノヨト不審ノ眉ヲヒソメケル処ニ遁ケ後れたる生捕ヲ得テ鞠問スレハ、信長父子ニハ左馬頭光秀ノ謀叛ニヨリテ昨二日払曉京都本能寺ノ御本陣ニ於テ正シク御生害トソ今日卯ノ刻ニ丹羽力陣所ニ注進アリ、サテコソ法敵退散法難消滅ト上ヲ下ヘト踊躍打舞ニ鳴リモ止マサリケリ、鈴木孫市此日ノ戦ニ足ヲ傷ツケタリシカ、余リノ嬉シサニハネ起キテ片足ニ広縁ヲ踏ミナラシツ、大声ニ触レマハリ踊ル程二人皆悲喜ノ涙ヲ拭ヒツ、孫市カ跋踊リノ奇態サヨト称ヘテ後マテ伝ヘケル、毛利カ方ノ新門主ニモコノ義ヲ速ニ注進アリ、即秀吉ノ囲解ケ法灯再ヒ掲焉タリ、

秀吉、信長ノ計ヲ聞キ急ニ和ヲ結ヒ帥ヲ還シテ光秀ヲ山崎ニ究メ同月十四日遂ニ之ヲ屠ル行旅ノ敏捷ナルト神籌鬼策ノ縱横ナルト時人愕カヌハナカリケリ、

第拾六

今ヤ心ニ懸ル雲モナク天正十年末ツ方、新門教如上人ヲ迎ヘテ驚ノ森ニハ両法主御会座アリ、義絶ノ暗晴レ數年流寓ノ艱難ヲ打物語リテハ法域厳護ノ初志貫徹ノ今ヲ寿カヌハナシ、時々ニ其御沙汰ハアリシカ今又改メテ

殉教者ハ厚ク之レヲ弔ヒ遺族ヘソレノ御扶持アリ、生キ残レル面々夫々恩賞ノ御沙汰ヲ拝シテコ、計ハ春風早ク吹キ起リ昔ヲ語リ今ヲ喜フ喃々ノ声ハ春鶯ノ囀スルニサモ似タリ、

第拾七 鷺ノ森ハ一旦ノ住居ニテ不便極ナカリケレハ天正十一年八月、貝塚ニ移リタマフ、秀吉又貝塚ノ地ヲ請ヒ申サレケレハ、天正十三年閏八月十三日、摨州天満ニ新築成就シテコ、ニ遷座シ稍々本廟ノ威容ヲ施シタマフ、但、天満ノ地、秀吉ノ代地トシテ附セラル、処ナリ、此年七月秀吉閑白ニ任セラル、顯如上人首尾内助ノ功マシマス、即十一月大僧正ニ任セラレタマフ、

天正十五年三月、閑白秀吉、島津氏ヲ征ス、五月、義久降ヲ請ヒ納レラル、教如上人、此役之レカ嚮導ヲナシ玉フ、秀吉深ク之レヲ徳トシ堀河ノ地ヲ寄スルノ端ヲ発セリ、然レトモ悲シキカナヤ後ニ至リテ義久之レヲ聞キ、大ニ衡々領内ノ宗徒ヲ戮滅シ、日薩隅ノ三州固ク真宗ヲ禁断セリ、爾後星霜三百年、領内信徒國禁ヲ犯シテ密カニ信仰シ、重刑ニ座セラル、モノ踵ヲ接セシカ、明治皇政維新ノ後、九年ニ至リテ県官令シテ禁ヲ解キ法主使ヲ遣シテ教諭スルニ迨ンテ始メテ公ケニ仏日ヲ再拝スルヲ得タリトシトゾ、

第拾八

後陽成天皇天正十九年閏正月、閑白太政大臣秀吉公、改メテ京都七条坊門堀川ノ地式万石千坪ヲ給ヒ、堂宇ヲ營マシメラル、八月五日、顯如上人・教如上人、居ヲ京都ニ移シテ工事ヲ督セラレル、翌文禄元年十一月、工成リ、乃チ祖像ヲ新堂ニ奉安シテ慶讃会ヲ修シタマフ、去ル寛正六年、蓮如上人ノ時、大谷破却退転ヨリ四世堯百武拾六

年、又天正八年大阪石山退転後、十三箇年目ニシテ今ヤ巍然タル寺基ヲ帝都ノ地ニ奠ムルヲ得タリ、

新堂功成リ慶讚会ヲ営ミ続キテ珍ラシク有縁ノ帝都ニ於テ今年ノ祖師聖人御正忌ヲ営ミタマフ、

嗚呼、多年ノ志願ヲ遂ケシヲ盛時ニアタリ顕如上人ハ報恩講廿四日ニ俄ニ遷化シタマフ、多年法難困憊ノ裡ニ馳驅シ苦心空シカラスシテ今ヤ蓮如上人ノ古ヘニモ倍シテ當流再興ノ曙光ヲ認メタリシニ世ハ無常徒ラニ最後説法ノ身業輪ヲ拝スルソ、是非モナキ法齡御五十トソ聞コヘシ、信樂院ト謚シ奉ル、同十二月十二日閔白ノ沙汰トシテ教如上人ニ寺務相続退転ナカラシメ尋テ大僧正ニ任セシメラル、

第拾九

參河ニ於テハ永祿ノ宗旨騷動ヨリ所在追放セラレタル門徒モ其後、石川日向守母堂妙西尼等ノ歎願ニヨリ、天正十二・三年ノ頃ヨリ改メテ帰參勝手ノ沙汰アリケレハ、宝光坊一子真乗ヲシテ西尾旧地ニ草庵ヲ興サシメ、宝光坊ト号ス、文祿元年十一月廿四日、顯如門主ノ御遷化ヲ聞キ、門徒悲歎セサルハナシ、教如上人情ヲ愍シテ親シク毫ヲ染メテ先師顯如上人ノ御影ヲ下シ玉フ、文祿五年七月十四日ナリ、蓋シコレ父祖已來、聊法難ニ竭シ奉リシ微功ヲ錄シタマフ処ト諸人目ヲ驚カヌハナカリケリ、

第弐拾

米木津門徒、伝ヘ聞キ十有余年身命ヲ捧ケテ共ニ嚴護法城ノ為ニ御苦勞成シ下サレタル前御門跡ノ御真影ヲ我等モ親ク拝シ奉ラサルヘカラストテ志ヲ合セ往年ノ如ク頂泉ノ旧地ニ草庵ヲ再興シ、送二日ヲ期シテ御真影ヲ安置シ渴仰ノ懇念ヲ運ヒ奉ル、爰ニ至リテ永祿退転前ノ旧規ノ如ク、米木津ト西尾ト両道場再興ノ運開ケ両宝光坊、各々

法灯ヲ耀スコトヲ得タリ、

慶長三年四月廿一日、教如上人（御幽閉中）又米津宝光坊釈唯宗へ大形祖師聖人ノ御真影ヲ下シ玉フ、觀彼如來本願力、凡愚遇無空過者、一心專念速滿足、真実功德大法海ノ七言四句ノ御讚文并御銘・御裡等、御染筆遊ハサレ、懃懃ノ御附屬ナリ、コレ天下比類ナキ所寺内上下門徒信徒眷顧ノ篤キニ感泣セサルハナカリケリ、

唯宗ハ子真乘（洛陽宝光坊開基トナル）、孫祐乘（洛陽宝光坊第弐世トナル）等送ニ交替シテ上洛シ、宗主ノ左右ニ侍リテ堂僧職ヲ奉仕ス、下間一門特ニ栗津氏トハ數年同シク苦楚ヲ嘗メシモノカラ、親睦一入深カリキ、

第弐拾壹

文禄元年先師顕如上人不慮ノ事アリ、閔白ノ令旨ニヨリテ教如上人法灯ヲ襲キ玉フ、時ニ天正壱年閔白朝鮮征伐ヲ發令シ、陣ヲ進メテ今現ニ肥前名護屋ニ在リ、即教如上人文禄二年二月十一日、先ツ參内御礼アリ、繼テ名古屋陣中御見舞并繼目御礼ヲ兼ネテ下向シ玉フ、宝光坊能ク從ヒ奉リシナリ、

第弐拾貳

教如上人御母如春尼季子准如ヲ狎愛シテ先師上人ノ置文アリト称シテ教如上人廢嫡ヲ閔白ニ白シ玉フ、閔門ノ事、齒牙ニ掛クルニ足ラスト雖モ又弁セサルヲ得サルヲ如何ゼン、然ルニ閔白ニ如何ナル意趣ノアリシカ下知シテ教如上人ヲ北殿ニ退カシメ母公ハ准如ヲ携ヘテ正殿ニ移リ、當職ニ就カシメラル、コレ文禄二年九月廿一日ナリ、

第弐拾参

徳本寺由緒秘録ニ曰、（上略）文禄四年乙未ノ春ニ至リテ、関東ニテモ風説専ナリシカハ、本多佐

渡守夫婦ヲ始メ、神谷・新見・石川等ノ御門徒、驚歎淺カラスト雖モ〈中略〉徳本寺円乗、佐渡守ノ差団ニヨリテ同年正月下旬、江府ヲ出発シ、二月十三日京着シ宝光坊ハカネテ知ル人ナレハ彼寺ニ止宿シ夫レトナク當時ノ容子ヲ聞クニ北殿ニテハ去冬已来、門戸ヲ閉ラレ厳シク御慎ミニテ御近親ニテモ御門入停止セラル、トノ事ナレハ、夜ニ入り、ヒソカニ下間刑部卿ノ宅ヘ推参シ、佐渡守ヨリ家司中ヘ連名ノ書面ヲ差出セハ、〈中略〉翌晩罷出ツヘシトノ案内ニシタカヒ罷出、刑部卿・治部卿・巡察使已下ノ人々列座ニテ云々〈下略〉、

第弐拾四 慶長三年戊戌八月十八日、太閤秀吉公薨去、遺命ニヨリテ國家ノ諸事、徳川家康公執行セラル、正殿准如ノ歎キニ引キカヘテ北殿幽閉ノ門内ニ一脈ノ光、輝ヲ仰クヲ得タリ、

十月、佐渡守施主トシテ江戸徳本寺ニ於テ先師顕如上人ノ七回忌ヲ修ス、徳本寺由緒秘録ニ曰、

〔前略〕十月前住上人七回御忌御法会執行ス、御使僧トシテ宝光坊ヲ下シ玉フ、本多佐渡守施主トシテ馳走セラレケリ
〈下略〉、

第弐拾五 鳴呼、一ハ家康公股肱ノ臣本多佐洲正信、他ハ教如上人帷幄ノ老僧宝光坊、何レモ多年戦場馳驅ノ老武者、今近ク太閤ノ没後ヲ受ケテ共ニ相談スルハ、一向専修ノ安心ノ一義ノミナルヘキ歟、

第弐拾六 上杉景勝東国ニ霸在シテ命ニ從ハス、慶長五年家康公東征ノ帥ヲ出シ、小山ニ陣ス、時ニ石田三成、

家康公ヲ除キ己レ権ヲ專ラニセント謀リ、豊臣ノ遺孽ヲ擁シテ家康公ヲ挾撃セントス、教如上人謀シテ其謀略ヲ知リ名ヲ陣中御見舞ニ仮リ、石田カ術ヲ報センカ為ニ慶長五年七月二日京都ヲ立出テ小山陣ニ赴キ玉フ、三成大ニ愕キ其臣松井又右衛門ヲ遣ハシ上人ヲ垂井ニ追跡シテ切ニ東下ヲ止メ強テ下ラル、ニ於テハ不慮ノ御変モ斗ラレシト百方諫止セシメシト雖モ上人ハ予、家康公ノ知遇ヲ辱フシ其徳ニ酬ヒント欲スル久シ、今彼ノ東征ニ当リ、之レヲ慰問セサルハ予ノ快シトセサル所、若シ又身辺不測ノ変アランモ予ハ隠居浪々ノ身ナレハ死ストモ子細候ハシトテ敢テ他意ナキヲ示シテ下着シ玉フ、

正殿准如モ途次三州岡崎マテ発向アリシカ石田ニ支ヘラレテ空シク帰洛セラレケリ、

家康公、教如上人ノ報ヲ得テ歎待到ラサルナク、直チニ石田征伐ノ術策ヲ講シ、先ツ教如上人ヲシテ知ラサル為ネシテ先発上洛セシメ途次盛ニ細者ヲ放チテ得ルニ從フテ家康公ニ報セシム、家康公又上人途次ノ警固トシテ浜松堀尾帶刀、掛川山内対馬守、三州吉田池田三左衛門尉、岡崎田中兵部太輔〈西尾兼帯〉、清洲福嶋左衛門太夫等ニ下知ヲ伝ヘ且ツ上人ヨリ親シク家康公ノ密旨ヲ聞カシメラル、

第弐拾七

教如上人東閔ヨリノ御帰路、且ク岡崎城主田中兵部力館ニ寓シ玉フ、コレヨリ西ハ石田カ術策ヲ弄スル地ナレハ輕シク進発シ玉ハス、西尾城ハ田中兵部カ兼帶セル所、且ツ從僧宝光坊在所ノ地ナレハ數度応返シタマフ、西尾宝光坊ハ小庵ニシテ恩宿泊ニ便リ惡シカリケレハ、米木津宝光坊ニ御案内申上、コヽハ出入ニモ御便利ナリケレハ數々御滞留アラセラル、此頃願ニヨリテ有縁ニ御教化ヲ垂シタマヒ、又毫ヲ染メテ西尾道場木像本尊御裡、御名号御親

写ノ御伝鈔等ヲ授ケタマフ、此節又三ヶ寺大坊主共ヲ御語ラヒアリ、今ハ浪々ノ身ナカラ嫡流崇仰ノ諸士ノ懇情ヲ謝シ玉フ、既ニシテ家康公ノ西上ト相呼応シテ尾濃ニ進発シ玉フナリ、岐阜已西確ト進路蹙マリシカ宝光坊才覚ニヨリ粟津勝兵衛等ヲ遣ハシテ岐阜城主織田中納言秀信卿ノ与力ヲ得、江州四十九院ニ迂回シテ八月十七日辛フシテ御帰洛マシヽケリ、

第三拾八

慶長五年九月十五日、家康公閑ヶ原ニ大ニ西軍ヲ破リ主將石田三成ヲ擒ニシ之レヲ軍門ニ梟ス、同月十九日凱陣ヲ草津ニ進メ、二十日大津ニ次シ玉フ、敢テ輕シク京都ニ入ラス、侯伯出テ、大津ニ祝意ヲ陳ヘラル、教如上人親シク幕中ニ訪ヒ玉フ、家康公感悅不斜、上人今度ノ勵、抜群第一也、道中ノ艱苦ヲ凌キ、函蓋策応ヲ業ラス無事上洛ヲ遂ケラレシコト、戦陣武功ノ老将ニテモ難ンスル所ナリ、今度ノ大捷ハ上人ノ御為メニモ仕合セト思召サルヘシト宣ハセラレケリ、

第三拾九

今ヤ天下ノ大勢定マリ、家康公伏見ニ在城シテ專ラ政道ヲ行ハル、教如上人互ニ客トシテ懇情ヲ陳ヘラル、或時本多佐州、宝光坊ヲ顧ミテ其父米木津宇右衛門カ去年閑ヶ原陣ニ拔群ノ忠節ヲ摺ンテシコトヲ賞シ、父子力累年ノ苦節ヲ主君ニ言上ス、依之、家康公、唯宗ヲ引見シ、重次ハ幼ニシテ仏門ニ帰シ宗門棟梁ノ左右ニ侍ヘリテ護持ノ柱石ト憑マレ、本望ナラント御祝辞アリ、我レ亦本懷成就シテ武門ノ名譽ト思フソカシ、コレヨリ後モ三河者ノ名ヲ辱カシメヌ覺悟肝要ナラント御親言ヲ賜ハリ引出物トシテ御紋服拝領仰付ケラレタリ、唯宗畏ミテ益々御当家ト御當

山トニ忠節ヲ抽ンテ身命ヲ捧クヘキ事ヲ誓言ス、

第参拾

慶長六年八月十五日、教如上人伏見ニ登城シテ家康公ニ見工給フ、明日家康公、上人隠室ヲ驚カシテ終日御清遊ノ御催アラントノ御言ナリ、俄ノ事トテ如何ト案セシカ宇野主水力計ラヒニテ諸事残ル所ナク調イテ、ヤカテ翌十六日家康公、北殿ニ御入アリ銀子三百枚、布三百端ヲ賜ヒ終日御遊アリ、且ツ仰セニハ速ニ幽閉ヲ解キ、准如意方ヲ廃シテ正殿ニ復シタマヘト御懲憲アリシカトモ、上人骨肉ノ誼、敢テ忍ヒストテ容レ玉ハス、此事太閤存生ノ時節以来、度々加擔ノ仰アリ、今ハ誰レヲカ憚ラン疾クノトノ仰言ナリシカトモ、固ク辞去シ玉ヒケリ、之レニ反シ、正殿ヨリハ音物献上ヲ申出テラレシモ、取次ク人モナクテ散々ノ体タラクナリケリ、

第参拾壹

家康公ノ兼盛ヲ以テ最後ノ御懲憲ナサル、モ上人固ク骨肉ノ誼ヲ重ンシテ再立ノ企ナカリシカ、コニ聖典ノ霹靂、別立ノ大問題、涌起セリ、本多佐渡守ハ無ニノ仰信者ニシテ、然カモ家康公ノ無ニノ智囊ナリシカハ、上人カ数年困憊ニ耐ヘサセラレ、僅カニ御当職ニ住持シ玉ヒシモ束ノ間ニテ如春尼公ノ横訴ニヨリ太閤カ嚴命ニヨリテ、爾来数年紙幅シ玉フコト、如何ニモ遣ル瀬ナク、度々再住ヲ申進メシモ御採用ナカリケレハ、或日宝光坊ヲ召寄セ、嫡流御創立ノ内意ヲ申含メラル、宝光坊ソレコソ上人モ御満足ナラメトテ、早速復命中上即チ御受ケヲ申シ上ケラル、此事、予テノ内意ニテ數度申上ケシモ御採用ナカリシカ時節到来ニヤ、今度俄カニ上意トテ御許シカリ、剩サヘ夥多ノ御寄進ヲ遊ハサル、

慶長七年式月、家康公ノ台命ニ基ツキ、今上天皇〈後陽成院〉ノ勅ヲ奉シ、別ニ七條烏丸ノ地ニ本寺ヲ創建シ、即三月九日復シ住持職ニ据ハリ、嫡流再興ノ基ヲ創メ玉フ、

第参拾式 即諸国二人ヲ派シ、嫡流御取立ヲ報シ、帰服ヲ奨メラル、宝光坊生國參河ニ下リ、石山以来特ニ有縁ノ御嫡流トテ勸メニ応シテ帰趨ノ契印ヲ得ルコト夥シ、

第参拾参 宝光坊帰国途次、嫡流御創建ヲ披露シ、併セテ東西各々心ノ儘ニ屬スヘキコト示ス、殆ト嫡流帰向ノ傾キヲ見テ喜ヒニ勝ヘス、去ツテ遠ク関東ニ使ス齎ス所抑々何物歟、

第参拾四 本多藤左衛門奉行トシテ上州妙安寺ニ使者ノ御入アリ、佐渡守書ヲ裁シテ上意ヲ達ス、

本願寺御取立ニ付、貴寺安置有之候親鸞聖人自作御影、門跡御所望之處、可被指進、由、内府殿御喜悦被思召候、弥早速可被進之旨、今度以御使被仰遣候、仍之御廄紋幕被遣候、自今御紋被際候、勝手ニ可被相用候、御執達如件、慶長七年三月九日 本多佐渡守正信朱印

第参拾五 先是准如御方ヨリ妙安寺ニ差障リ仰下サレケレトモ、妙安寺坊主モ嫡流ノ御所望ト云ヒ、内府殿御懇命ノ上ハ是非ナシトテ泣ク／＼「御勝手ニ」トノ一言ヲ残シテ退席セシソ、是非モナキ、宝光坊即チ予テ用意ノ晒布

ニテ裏ミニ奉リ、途中本多藤左衛門ノ守護ニテ御真影御動座供奉シ上ル、

第参拾六

徳本寺由緒秘録ニ曰ク、慶長七年十二月下旬、御真影御上洛ニ付、御迎トシテ粟津庄兵衛村昌、宝光坊祐乗ヲ尾張国マテツカハサレシナリ、（自注曰、祐乗ハ真乘ノ子、唯宗ニハ孫ナリ）

第参拾七

慶長八年癸卯正月三日、御真影御上着、教如上人御堂ノ橋過キマテ御迎アリ、御伝ノ間ニ遷シ安ンシ申ス、勤行和讚ハ弥陀成仏、仮御厨子ノ間、浅黄ノ緞子ニテ御輿ヲツ、ミ、御戸開帳ナシ、同二月廿四日、御移徙ノ御法要アリ、晨朝ハ本堂吳音ノ小経、日中ハ御影堂ニテ三部經ナリ、御經伽陀アリ、御式文アリ、和讚ハ七宝講堂、三首ニシテ、御裝束ハ七條、御堂衆ハ五條ナリ、兩鶴金蟬、華東式盒ナリ、同三月五日・六日両日、御堂白砂ニ於テ御祝能ノ催アリテ太夫ハ金春ト云々、諸人目ヲ愕カサヌハナカリケリ、

第参拾八

同年六月八日丑刻、西六條ノ隱室ヲ出テ玉ヒ、東六條ノ仮御殿ニ移ラセ玉フ、下間頼龍、松井但馬、横田修理、栗津勝兵衛、川那辺安芸、松尾左近等、之レニ從フ、第一ハ御真影ニシテ堂衆供奉シ上リ、次ニ教如上人、次ニ侍衆ナリ、松明挑灯、日中ノ如ク、同日朝ハ勤行ナン、辰刻、御経上巻、小経、念佛、回向願以此功德、又正信偈、和讚七宝講堂三首、回向世尊我一心ト云々、同年十月十一日、本堂上棟、十一月九日、御遷仏アリ、翌九年四月二ハ御影堂地築始、九月八日上棟、同十六日御真影御遷座アリ、又同年五月廿九日ニハ洪鐘鑄造セルモノカラ首尾全ク満足シ

テ教如上人正ク東本願寺ノ御門跡トシテ再ヒ世ニ出テ給ヒケレハ、僧俗先キヲ諍フテ帰投シ、宗門ノ繁昌四ナク是レ併ラ列祖ノ余滴ト家康公ノ浅カラヌ眷顧ノ賜ナリトテ深ク感泣マシ／＼ケリ、

第参拾九

宝光坊カ今度ノ功績申スハカリナシトテ慶長八年新ニ寺号ヲ命シ玉フ、于時本多佐州ノ書簡ニ曰ク、貴坊事、今度御木像無恙供奉被致、御門跡御喜悦候御事、我等も大慶ニ候、聖運寺ト改号の儀者、御木像供奉の因縁と承り候、有難事に候、恐々、

月 日 本多佐渡守

唯宗御房

即チ新号ハ聖人奉運寺ノ略称ナリトソ、尚又別段御褒美トシテ晒布三疋、銀子五枚、覚如上人已来、御伝持ノ御数珠、御料金襴袈裟等、數点拝領セシメ玉フ、栗津勝兵衛ハ途中、御迎路次警固ノ功ヲ錄シテ申物ノ取次役ヲ仰付ケラレケリ、下シ玉ハリ、特例ヲ用テ恩賜シ玉フ、慶長八年冬月ナリ、

第四拾

絵所頭狩野山楽ニ命シテ本廟御用ノ御絵伝ヲ图画セシメラル、教如上人特ニ恩命ヲ絵所ニ伝ヘ、顏料ノ余料ヲ以テ別ニ一隻ノ絵伝ヲ図セシメ、宝光坊ハ聖人奉運第一ノ功績ナレハトテ御裡ニハ新ニ御真筆ヲ板木ニ写シテ特例ヲ用テ恩賜シ玉フ、慶長八年冬月ナリ、

第四拾壹

御絵伝御下賜ヲ受クト雖モ、両宝光坊共ニ小庵ニシテ掲ケ奉ルニ由ナシ、此ノ頃、西尾城主ハ本多

縫殿助康俊公ト仰キシカ、宝光坊ハ常々囲碁ノ御相手ニ参殿シ親昵ヲ加ヘラル、所ニ、剩ヘ家康公ヨリ宝光坊ヲ御推舉ノ事アリ、且ツ本多佐州ヨリモ申進メシカハ、慶長九年ニ至リテ西尾宝光坊ノ地ヲ拡張シテ城主ヨリ壹反五畝歩ノ境内除地ヲ附与セラレ、即米木津道場ヲ廢シ、新タニ西尾道場ニ合シテ新御堂建立ノ工ヲ起ス、城主并本多佐州ヨリ用材數本ヲ寄附セラレ面目此ノ時ニ溢レタリ、

宏壯アンル新堂成就シケレハ、教如上人之レヲ聞コシ召サレ、更ニ皇太子・七高祖ノ隻幅ヲ図セシメテ下シ玉フ、コレ慶長十一年丙子六月ナリ、

〈慶長五年西尾城主、岡崎城兼帶、田中兵部殿差図ニヨリ、参河国中及遠州マテモ人足ヲ驅リ寄セ、藤井ノ堀川ヲ開鑿セシム、奉行ハ米木津清左衛門ニ仰付ケラル、田中兵部殿ヤカテ筑後ヘ三十二万石ニテ替リ、本多縫殿助公新タニ城主トナリ、工ヲ督シ、翌七年ニ至リテ成就ス、米木津村端ニテ入江ニ測リ、其後數度ノ洪水ニテ両岸自ラ没シ、其始メ堀底ニ間ノ堀川モ次第ニ川幅ヲ広メテ遂ニ本流トナリニ至レリ〉

第四拾弐

徳本寺由緒秘録ニ曰ク、慶長九年甲辰八月、教如上人大僧正ニ任ス（中略）同年十月御門主將軍宣下拝賀、御取立ノ御礼申上ケラレンカ為、且ツハ佐渡守夫婦、年来ノ懇志ヲモ謝シ玉ハンカ為ニ、関東御下向アリシカハ、佐渡守夫婦ノ喜ヒカリナク心ヲ尽シテ御馳走申サレ、且夫婦ノ願ニヨリテ先師顕如御門主ノ拾二回忌御執行アリ是亦関東未聞ノ事ニテ諸人目ヲオトロカシケル、御法会畢テ御服ノ七條ヲ拝領ス、

第四拾参

今度江戸ニ御坊ヲ御建立、徳本寺ヲ以テ御番役ニ属シ、佐渡守ノ肝煎ナリ、即チ彼ノ記ニ曰、

慶長十五年庚戌十一月十五日、御坊御遷座引続キ廿一日ヨリ祖師聖人三百五十回御忌御引上七晝夜御法会御執行アリ、
御使僧トシテ宝光坊ヲ差シ下サル已上、

〈御本廟ニテハ翌慶長十六年三月、祖師聖人三百五十回忌法会御修行ニテアリケリ、〉

第四拾四

慶長十八年癸丑二月七日、石山已來吉良門徒ノ上人渴仰ノ情ヲ汲ミ玉ヒテ御寿像ヲ下シ玉フ、御裡

ニハ三州吉良庄西尾郷惣門徒中ト署シ玉リ、別ニ東條吉良庄ニモ御下賜ノ御沙汰アリシトゾ、

第四十五

唯宗法師已ニ老境ニ逮ヒ、ヤカテ真乘ヲ召シ上セテ職ヲ譲リ、將ニ帰臥セントスル所ニ、慶長十九
年甲寅十月五日、上人御遷化ノ事マシマス、サンモニ御幼年ヨリ給侍シ上リ、師弟ノ義、没シ難シト雖モ、父子ノ如キ
情ヲ以テ御輔佐申上ケシ上人ニ一朝思ヒ掛ケナク後レ參ラセテ悲泣涕涙言フハカリモナカリシカ、余リノ愁歎ニ上氣ヤ
シタリケン、當依るヨリ呻吟シテ翌六日曉天ニハ已ニ故上人ノ御跡ヲ慕ヒ參ラセケリ、噫、世寿七十四歳トソ聞コエシ、

宝光御坊伝繪記 〈本伝四十五章〉 終

跋

聖人奉運之寺々祖宝光坊唯宗法師伝繪記四十五章、法師七十四年之行状歴々縷述描写無所遺漏可謂勉矣、蓋元龜・天正之法難者我真宗開闢以来之大厄也、当是時法師馳參大阪顯如上人、賜唯宗之名、命扶護教如上人々々年甫十三、爾來法師不惜身命能尽其任、以終其身、慶長七年嫡流本願寺成矣、於是乎、法師奉運聖人真像、自上野到京都、明年安之于仏堂、上人因命改宝光坊号聖運寺、賜物有数、十九年十月上人遷化、年五十七、法師不勝哀悼、翌曉遂沒、年七十四、讀到此則知、法師之誠忠、恰似乃木將軍之殉明治天皇也、可不追慕乎哉、現寺主惠獄泉君齋伝繪、索跋乃一閱之後、鈔其要是為跋、

大正八年十一月三十日

南條文雄識

泉惠獄謹誌